

議案第 67 号

平成 30 年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

令和元年 9 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

平成30年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成30年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

平成30年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和元年7月24日（水）

3 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度末における介護保険の第1号被保険者数は9,111人、認定者数は1,254人で認定率13.76%となっている。また、現年度分保険料の収納率は、99.24%である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額22億4,576万5,802円、歳出総額22億620万482円で、歳入歳出差引残額3,956万5,320円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が22億4,576万5,802円で、前年度と比較すると1.80%の増であり、調定額に対し99.33%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の27.39%を占める保険料、24.53%を占める支払基金交付金、17.91%の国庫支出金、14.99%の一般会計からの繰入金及び13.98%の都支出金である。

保険料における不納欠損額は483万3,500円で、前年度と比較すると10.66%の増であり、収入未済額は1,068万2,400円で、前

年度と比較すると21.12%の減である。

歳出の状況は、支出済額が22億620万482円で、前年度と比較すると1.23%の増であり、予算現額に対し97.83%の執行率である。

支出の主なものは、保険給付費で、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、介護予防サービス給付費及び特定入所者介護サービス費である。

以上が決算の概要であるが、平成30年度においても、健全な介護保険運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意されるとともに、国・都との連携をさらに深め介護保険運営のために、なお一層の努力を望む。

令和元年8月2日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 山 典 男

